

名古屋都市計画緑化地域の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画緑化地域の変更（名古屋市決定）

都市計画緑化地域を次のように変更する。

種 類	面 積	緑 化 率 の 最 低 限 度		備 考
緑化地域	約 30,261ha	建蔽率が 5／10 以下の 区域	2／10	
		建蔽率が 5／10 を超え 6／10 以下の区域	1.5／10	
		建蔽率が 6／10 を超え る区域	1／10	
次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記に定める緑化率の規定は適用せず、当該各号に定める緑化率を適用する。 1 建蔽率が 5／10 以下の区域において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項の規定により、建蔽率が 5／10 を超える場合、建蔽率が 6／10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 1.5／10 と定め、建蔽率が 6／10 を超える建築物の緑化率の最低限度は 1／10 と定める。 2 建蔽率が 5／10 を超え 6／10 以下の区域において、建築基準法第 53 条第 3 項の規定により、建蔽率が 6／10 を超える建築物の緑化率の最低限度は 1／10 と定める。				

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（注意事項）

- 1 緑化率は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。
- 2 建蔽率は建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率の最高限度とする。

理 由

名古屋港稲永ふ頭地区の公有水面埋立事業が竣功した区域を市街化区域に編入することに伴い、将来の土地利用計画を踏まえ、緑化地域を変更する。